

令和8年度 学校事務担当職員研修資料

服務について

三八教育事務所

I 勤務時間

1 勤務時間

一週間の勤務時間は3 8時間4 5分と定められている。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第2条、以下「条例」という）

2 週休日及び勤務時間の割振り

一週間の勤務時間は、①勤務日と週休日 ②勤務日における勤務時間（一日につき7時間4 5分）③始業及び終業時間※ ④休憩時間※ をそれぞれ定め、決定する。

※③、④については、各市町村で定めている【小学校及び中学校の管理運営に関する規則】により校長が割り振ることと定められている。

3 休憩時間

一日の勤務時間が6時間を超える場合は4 5分または1時間、7時間4 5分を超える場合は1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置かなければならない（条例第6条）が、特に必要がある場合は、一斉には置かないことができる（条例第7条）

なお、休憩時間を2回以上に分割している場合、半日を単位とする休暇は適用されず、1時間を単位とする。

【参考】職員の勤務時間、休日及び休暇（青森県人事委員会規則一三―八）

勤務時間条例第七条の規定により休憩時間を一斉には置かないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 交替によって勤務させる場合
- 二 同一公署内において勤務場所を異にする職員がいる場合で、公務の運営上必要があると認められるとき。
- 三 危険防止上必要があると認められる場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、任命権者が職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認める場合で、休憩時間を一斉には置かないことが休憩の自由利用を妨げず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

4 週休日の振替、勤務時間の割振り変更

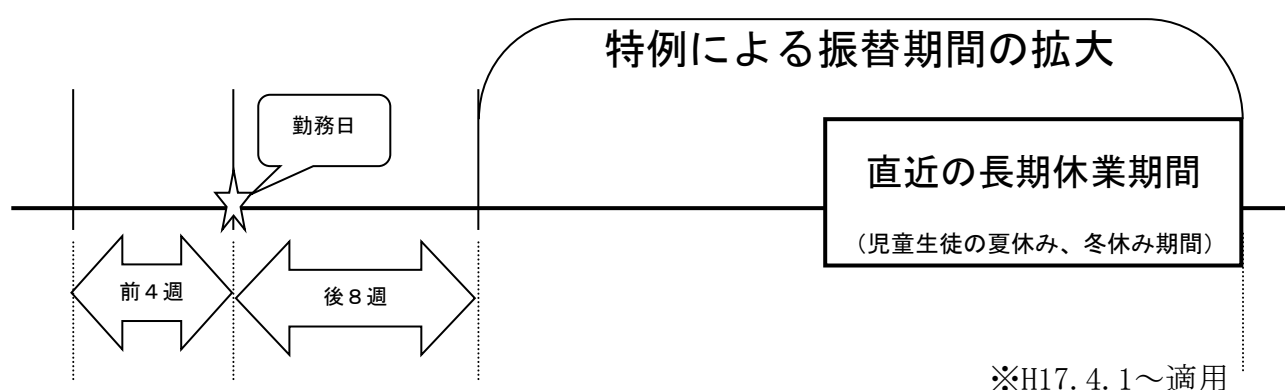
勤務時間が割り振られた日（勤務日）を週休日に変更して、勤務日に割り振られた勤務時間を、勤務を命ずる必要がある日（週休日）に割り振る、又は勤務日

の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。(条例第5条)

週休日の振替は、勤務を命ずる日を起算日として、前4週間・後8週間の期間内で振替を行わなければならない。また、児童・生徒の休業日の振替措置を伴う場合には、原則として勤務することを命ずる必要がある日の属する週内において、週休日の振替を行うものとする。

【参考通知】完全学校週五日制の実施に伴う学校管理規則の整備及び県費負担教職員の勤務時間等について
(平成十四年三月五日 青教義第一〇九四号 県教育長) ※青森県教育関係事務提要496ページ

【校長・教員の振替期間の特例】



※週休日の振替は、特に勤務を命ずる必要がある場合に行うものであり、本人の希望によるものではなく、校長が勤務（旅行）を命じて行うこと。

5 休日等、休業日

(1) 休日等（勤務条件の観点）

職務に従事しない日（休日等）には、大きく2つがあり、土曜日、日曜日などの勤務が割り振られていない日が「週休日」、勤務は割り振られているが、特に勤務を命じられない限り勤務しなくてよい日が「休日」に分類される。

※週休日は勤務が割り振られていないため給与支給の対象外、休日は勤務が割り振られているので給与支給の対象となる。

(2) 休業日（児童生徒の教育活動の観点）

学校教育法上の概念で、授業を行わない日。

6 超勤4項目

教育職員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第六条により、原則として休日の勤務や時間外の勤務を命じられることはない」とされている。

しかしながら、教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、長期の休業期間があること等を考慮すると、一般の公務員と同様に勤務時間の長短によって機械的に評価することは適当ではなく、時間外勤務手当制度は教員にはなじまないため、給与支給上の代替措置として「教職調整額」が支給される。

【参考】義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第三条

義務教育諸学校等の教育職員(職員の給与に関する条例(昭和三十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)別表第四教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が当該給料表の一級又は二級である者には、その者の給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

【参考2】義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第六条

義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下同じ。)については、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、宿日直勤務を除くほか、原則として時間外における勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含む。以下同じ。)は命じないものとする。

原則として勤務を命じないものとされているが、例外として、限定的な業務、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限っては、時間外勤務を命じることができる。これを【超勤4項目】という。

【参考】義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第六条第2項

義務教育諸学校等の教育職員に対して時間外における勤務を命ずる場合は、宿日直勤務に従事させる場合のほか、次に掲げる業務に従事させる場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 三 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要
な業務※

※学校教育活動としての対外競技に児童生徒を引率する場合等で、児童生徒の安全確保を十分に考慮して、必要があると校長が判断する場合には、「超勤4項目」の第4号に該当するものとして、休日勤務命令が可能。

7 代休日の指定

命じられた勤務時間が休日の全勤務時間となる場合には、代休日を指定することができる。ただし、代休日の指定は、できる限り休日勤務命令と同時に進行しなければならない。代休日の指定可能期間は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日まで。また、週休日の振替では4時間の勤務時間の割り振り変更が可能だが、代休日指定では4時間の勤務時間の割り振り変更は不可。また、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合は代休日を指定しない。

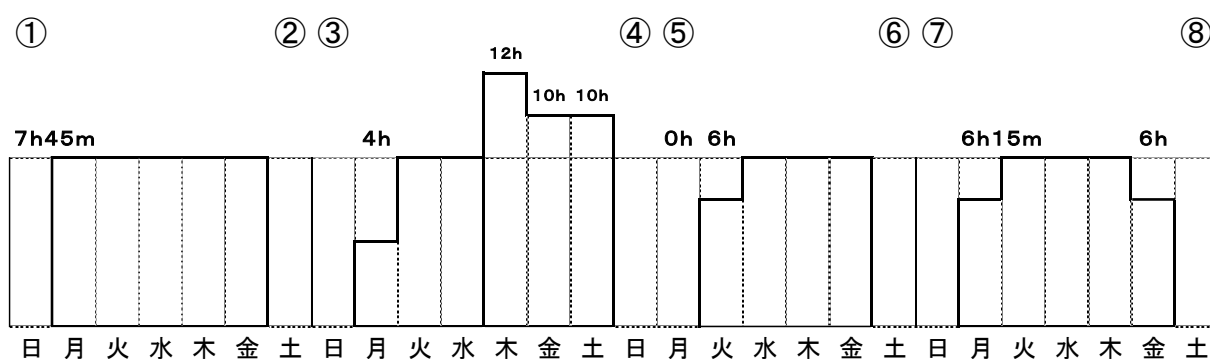
※通常の勤務時間全部を勤務していない場合、代休日の指定はできないため注意すること。

8 修学旅行等の引率に係る変形勤務時間制

修学旅行等の引率業務について、できるだけ適切な勤務に向けた配慮をすることを目的とした制度。

【参考通知】修学旅行等の引率等に係る四週間単位の変形勤務時間制について

(平成十五年四月十日 青教義第四六号 県教育長) ※青森県教育関係事務提要 5 1 5 ページ



(取得時の手順)

- 1 対象業務の日の属する週を含む4週間を特定
- 2 週休日を8日設定(①～⑧)
- 3 1週間平均の勤務時間を38時間45分になるよう調整

※1日の勤務時間は、原則3時間45分以上12時間以内で、割振りは15分単位。また、勤務時間が6時間を越える場合は45分、7時間45分を越える場合は1時間の休憩を、勤務時間の途中に置かなければならない。

9 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務が免除される場合

- 一 研修を受ける場合
- 二 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 前二号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

※県費負担教職員については市町村の条例による

【参考】地方公務員法第三十五条

職員は、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

Ⅱ 休暇

1 休暇の種類

(1) 年次休暇

(2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

(3) 特別休暇

- ・ 骨髄移植等休暇
- ・ 結婚休暇

社会通念上常識的な時期の範囲として、入籍または結婚式のいずれか早い方から1年程度までが取得範囲となる。

・ 産前休暇

出産予定日を過ぎても産まれない場合は、産前休暇の延長となる。

・ 産後休暇

・ 健康管理休暇

・ 配偶者出産休暇

・ 子の看護等休暇

・ 短期介護休暇

・ 服忌休暇

・ 祭日休暇

・ 夏季休暇

・ 現住居の滅失等の休暇

・ その他

選挙等休暇、裁判員等休暇、ボランティア休暇、出生サポート休暇、妊婦の業務軽減等休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊産婦通院休暇、育児休暇、育児参加休暇、出勤困難休暇、退勤途上の危険回避休暇

(4) 介護休暇

配偶者、父母、子、等が2週間以上の介護を要する場合、3回を超えず通算して6月以内の範囲で取得可能。勤務しない時間に応じて給与が減額

(5) 介護時間

配偶者、父母、子等が2週間以上の介護を要する場合、連続する3年の期間内で、1日2時間の範囲内で取得可能。介護休暇と同様、勤務しない時間に応じて給与が減額

Ⅲ 子育て支援に関する諸制度

1 育児休業

職員が3歳に満たない子を日常的に養育するために、連続した期間を休業することができる制度

2 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまで（小学校入学前）の子を託児しながら勤務するための制度で、希望する日及び希望する時間帯で勤務を可能とするもの。

3 部分休業

小学校就学の始期に達するまで（小学校入学前）の子を託児しながら勤務するための制度で、勤務時間の始め又は終わりの時間について、部分的な休業を可能とするもの。

4 育児を行う職員の早出(はやで)遅出(おそで)勤務制度

育児を行う職員が、フルタイムで働きながら家庭責任を果たすことを支援するための制度。

【参考】職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第八条の三

任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第六条の四第一号に規定する養育里親として同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。